

令和6年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日（令和6年3月12日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

閉議宣告

◎出席議員（10名）

1番 竹中進一君	2番 酒井益幸君
3番 中山千鶴子君	4番 村田貞光君
5番 但野裕之君	6番 秋山三津男君
7番 武藤勝圀君	9番 長浜謙太郎君
10番 武田修一君	11番 氏家良美君

◎欠席議員（1名）

8番 中川信幸君

◎出席説明員

町 長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
教育長	奥村尚久君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	島田和義君
産業課長	鷹嘴寧君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君

特別養護老人ホーム所長
町有牧野所長
管理課長
社会教育課長
総務課総括主幹
企画課総括主幹
保健福祉課総括主幹
産業課総括主幹
建設水道課総括主幹
管理課総括主幹
管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹

竹内修君
湊昌行君
新宮信幸君
工藤匡君
小林和彦君
下川広司君
八木真樹君
曾我和久君
磯野貴弘君
伊藤美幸君
楫川聡明君
佐々木京君
坂元一馬君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局総括主幹

田村一晃君
三宅範正君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。中川議員は一身上の都合により欠席しております。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。ただいまから、令和6年第1回新冠町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、武田修一議員、1番、竹中進一議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（氏家良美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会第2日目に設置されました、令和6年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に秋山三津男議員、副委員長に酒井益幸議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言願います。

武藤勝罔議員の、災害時女性職員の配置とトイレの問題についての発言を許可いたします。

武藤勝罔議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問したいと思います。1点目、能登半島地震が起き甚大な被害が出ています。災害のたび、各自治体では備えはどうかと議論されておりますが、各自治体とも十分な備えが出来ていないのが実態です。要因は様々に考えられますが、備えは必ずすべきと考え質問します。今回は、特に災害対策部門に女性職員の配置の問題と、トイレの面から質問します。1つ目、内閣府の防災復興ガイドラインでは、災害対策部門の職員に女性がいない市町村が6割あるとされておりますが、当町では何名が配置されておりますか。避難場の管理責任者や意思決定の場に、女性に関わる仕組みをつくるのが大切です。

運営の大半が男性だと、女性の困り事やニーズを把握し切れなくなりますので、その点の見解を伺います。2つ目、いつの災害でもトイレの問題が生じております。その他に水とかそういうのありますけど、トイレもやっぱりこの災害の問題で大きな問題のひとつです。本町の備えは十分でしょうか。避難場の収容人数とトイレの数との関係。内閣府のガイドラインでは50人に1か所と言われております。避難所の国際基準では、女性トイレの必要数は男性の3倍と言われております。男女共用の場合、別々に使用する工夫の問題、和式トイレの場合は、洋式便座を設置する工夫など十分な準備でしょうか。その点伺います。それから3点目は、トイレトレーラーの購入です。これ現在所有しているのは北海道だと沼田町です。全国でも今20台前後だと思いますが、一斉にもう今能登の救援に入っております。このトイレトレーラーのすぐれている点は、気軽にどこでも、とにかく道路さえ開通していれば行けるっちゃう事と、あと電源もとにかく自動自家電源なので停電時でも使えると。それから水のほうも、ようするにタンクありますから、災害時、水が断水していても使えると、そういう優れもので、できれば本町でも購入すべきと思いますが、もし出来なければ、管内町村会で話し合って1台、1台あっても、町で、管内で、浦河沖あたりで地震あれば、大変困るとは思いますけれども、一遍に集中的に被害が大きい町村に入れて、あとそれ以外そう必要ないと思いますんで、できればそういうようなことで購入して、できれば本当は新冠町で独自に買えればいいんですけども、今年度の予算でも交付税措置がされておりますので、その点の見解も伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員から御質問の、「災害時の女性職員の配置とトイレの問題について」にお答えいたします。

1点目の、災害対策部門への女性職員の配置につきましてお答えします。多くの地方公共団体において、防災担当部局の女性職員比率は、組織全体の女性職員比率と比較して極めて低くとどまっており、その背景として、災害関連業務は緊急対応が必要となる業務が多いことから、女性よりも男性の配属が優先される領域と考えられていることや、当町のような小規模自治体においては、一般職の女性職員が少ないため、そもそも配属が困難であることが要因とされております。当町の災害対応においては、避難所の運営や保健指導、感染予防対策など、現場レベルで保健師などの女性職員を配置し、女性の視点を交えた対応はしておりますが、当町の防災担当の人員は、総務課長を含め防災係3名の合計4名となっており、このうち、女性職員はおりません。しかしながら、防災施策に女性が積極的に参画し、女性の視点に立った事前防災、災害対応を行うことは、防災力全般の向上に寄与するものと捉えております。一方、限られた要員で女性職員を配置することは難しい実情もあることから、役場の女性職員や当町で活動する女性団体あるいは、北海道地域防災マスターなどから意見をいただく取り組みを進め、女性視点の意見などを取り入れながら災害時に極力ストレスなく避難できる環境を作る事が出来るよう態勢整備を進めて参りました。

いと存じます。

2点目の、災害時のトイレの問題についてお答えします。災害時でも避難所の既設トイレが使用できれば問題はありませんが、大規模災害発生時はライフラインの停止により、水洗トイレが使用不能となることが多く、避難者が水の流れないトイレを使用し、数日でトイレ環境が悪化することが過去の災害で報告されております。そのため、既設の洋式トイレに処理袋をセットし使用する災害用排便処理袋や、便座と処理袋がセットになった簡易トイレを備蓄しております。なお、避難所のトイレすべてを備蓄で賄うことは現実的ではないため、災害時に災害用トイレを迅速に調達できるよう、災害時の物資供給協定を建設機器等のレンタル事業者3社と締結しておりますので、平時から事業者との連携を深め緊急時に備えて参ります。災害時のトイレの確保にあたっては、原則として男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置するとともに、避難所に整備する際には、特に高齢者や女性の避難者が安心して利用できるように設置場所を配慮するようガイドラインに沿った避難所運営を行ってまいります。また、高齢者や障害者等にとっては和式トイレの利用は非常に困難とされる中、当町の指定避難所のトイレのほとんどは洋式トイレであります。町で備蓄している簡易トイレは和式便器の上に設置して使用することで洋式トイレとしての利用が可能です。トイレの環境が悪く使用がためられることによって、排泄を我慢することが、水分や食事を控えることにつながり、被災者の栄養状態の悪化は健康障害を引き起こすおそれが生じることから、トイレ対策は重要な課題と捉え、避難所、避難場所における衛生環境の確保に引き続き取り組んでまいります。

次に3点目の、トイレトレーラーの購入についてお答えします。能登半島地震では、避難者のトイレ不足が深刻な問題になり、移動型のトイレトレーラーが注目を集めております。トイレトレーラーは災害時の利用を想定して設計され、標準的な仕様では、1台あたり4部屋の洋式水洗トイレや停電時に使用できるよう太陽光発電装置などを備えております。トイレトレーラーは1台約2500万円と高額ですが、国の制度、緊急防災・減災事業債により元利償還金の70%が普通交付税で財源措置されます。災害時において、移動可能なトイレは大変効果的ではありますが、複数の避難所でトイレ機能が停止することが想定される中、どこの避難所に配備するかといった運用方法やトイレトレーラーの牽引車の確保並びに牽引資格を有する人員の確保、維持費の問題など、トイレトレーラーの導入には課題もあることから。他の導入自治体の活用事例を調査し検討して参ります。なお、町村会における共同購入については、導入において財源措置が無いことや、広域災害時において、すべての町に公平に設置が行えないことから現実的ではないと考えますのでご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） 今、答弁ありましたが、残念ながら新冠の場合ゼロという報告でしたけども、先般道新でも報道ありまして、全国平均では9.9%、北海道は9.6%と

圧倒的に少ないっっちゃうのが現状だと思います。最近8日の日、国際婦人デーでしたから、その点にちなんで、道新等各新聞でジェンダー指数が発表されておりましたけれども、この趣旨を見ても圧倒的に男性優位の日本の姿が示されておりました。今回の能登の被災の現場からも、特に女性あたりからは、毎日布団の中で着替えなければならない、あるいは生理用品は男性に頼めない、大勢の中での授乳は神経を使うなど災害時にジェンダーの視点の重要性が強調されております。そういう点からも本当に災害における女性の活躍が求められておるとい、積極的な登用すべきと思います。意思決定にかかわれるよう女性も避難所のリーダーにきちんと、登用することが求められており、多様なニーズを聞き取るといった観点からも女性職員を積極的に配置、派遣することを、ぜひ今後緊急に検討していただきたい。その点についての見解を伺います。それとトイレの数、新冠調べてもらって今報告あったように、数は多分足りてると思うんですけども、私も昨日おっとい日曜日ですけども、静内高校の前の生活センターで、ある集会がありましたんで、40人位が参加した集会で、あそこもトイレはあって、結局入り口は男女共用なんです、って便器は要するに男と女性分かれてるんですけども、やっぱり40人ぐらい集まると結構そのトイレのときにやっぱり混むんですね、入り口が同じっっちゃうことであれば、女性とかち合ったときにやっぱり使いづらいとかそういう面あります。新冠の場合も学校の場合は、数等そういう問題はないと思うんです。圧倒的に生活館での避難場が多いわけですから、避難場の数も生活館では人数はそんなに大規模ではないんですけども、そういうような問題あると思いますんでやっぱりあらゆる場面を想定して、そういうような混乱とかそれがないような、準備をする点が必要でないかと思ひまして、その2点お願いしたいと思います。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問にお答えいたしますが、答弁は2点まとめたの答弁となりますことを、お許し願いたいというふうに思ひます。今後の防災訓練や、様々な事象検証を繰り返す中で、議員御提言の各課題につきましては解決実現に向け取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、国保税の引下げについての発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 2点目、国保税の引下げについて伺います。一つ目、国保の都道府県化は2018年度から始まり、一期は23年の今年で終わります。今年度から2期が始まります。1期6年間での国保税の動きはどうなったのでしょうか。上がったのか下がったのか。あるいは高過ぎる国保税の改善につながったのか。その点について伺います。2017年度と現在の給与年収400万円の4人家族の比較ではどうなりましたか。2つ目、今年度から2期6年間、最終年は2030年ですか、30年になります。この2期でどういう見通しなのか、その点について伺います。北海道は、市町村への意見聴取をしなければ

ばならないとされていますが、いつ開催されて、町としてどういう意見をあげましたか、それをお尋ねします。そして併せて6年後に目指している保険料率水準統一化、これが新冠にはどういう影響を及ぼすのか、その点についての見解を伺います。3つ目、国保税を協会けんぽ並みに引き下げることが必要と思います。給与年収400万円の4人世帯の国保税と協会けんぽではどのくらいの差がありますか。4点目、一昨年から2022年度から子供の均等割の軽減が始まりまして、現在は就学前の子供の均等割半減にしておりますが、この点では実際余り効果ありません。小中学生高校生までは払っていると、それが親の負担になってる答弁がありますので、均等割、就学前は免除にして、軽減措置を小中高校生までに拡充すべきだと思いますが、その点についての見解も伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員からご質問の、「国保税の引き下げについて」にお答えします。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度の制度改革により、北海道と市町村が一体となって国保運営を担っており、国保に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化を推進できるよう、国保に関する統一的な方針として、北海道国民健康保険運営方針が策定されております。ご質問1点目の1期と2期は、この国保運営方針のことかと存じますが、この方針に基づきまして、北海道は毎年度、市町村別の標準保険料率を示しております。この標準保険料率につきましては、平成30年度と令和5年度を比較しますと、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の全ての区分において引き上げとなっておりますが、当町におきましては、平成26年度に保険税率を改正して以降、税率は現在まで据え置いてきております。この間、賦課限度額の引上げや軽減判定所得の見直し等の改正がございましたが、先ほど申し上げましたとおり、当町は税率を据え置いておりますので、ご質問にあります平成29年度と現在での比較となりますと、対象世帯に限らず、世帯構成や所得額に変動がなければ、保険税の額に大きな差は生じておりません。

ご質問の2点目、令和6年4月から施行予定の次期国保運営方針の見通しでございますが、北海道の目指す姿であります、全道どこに住んでいても同一所得同一世帯構成であれば、同じ負担となる保険料率の統一化について、令和12年度を目途とする、加入者負担の公平化に向けた方針は、令和2年度に改定された現行の運営方針から変わっておりません。また、加入者負担の公平化と併せ、事務の標準化・平準化と医療費適正化の取組により、持続可能で安定的な国保制度の構築を図ろうとしております。この次期国保運営方針の策定にあたりましては、令和4年5月から6年2月までに8回の北海道国民健康保険市町村連携会議が開催され、改定内容等の説明がございました。ご質問にあります意見聴取につきましては、令和5年8月と11月に、文書により各市町村へ意見照会が行われましたが、運営方針素案の各論に対する意見照会となっております。当町の基本姿勢として、国

保制度の安定的な維持のため運営方針には賛成の立場にありますことから、特段の意見を申し上げておりませんが、引き続き、国の責任を持った制度設計及び北海道のリーダーシップを求めてまいりたいと存じます。また、保険料水準の統一による当町への影響でございますが、令和6年度の国保事業費納付金ベースで算定をした道試算による統一保険料率と当町の現行税率を比較しますと、統一保険料率の方が高くなる見込みでありますので、現状よりも被保険者の負担は増えるものと存じますが、これは統一保険料率が高いということよりも、現行税率を据え置いてきたことを要因と見ることの方が妥当と判断しております。現在の国保運営は、先ほども申し上げたとおり平成26年度の改正以降、税率を据え置いてきました。この間、被保険者一人当たりの医療費は増加をしていく一方で、被保険者数は減少が続いていたため、国保税収入は大きく減収し、令和5年度決算見込み及び6年度予算とも赤字となる見込みとなり、その財源補てんとして基金を繰り入れる予定としております。もう少し早い段階で税率を引上げることも検討すべきでしたが、令和12年度からの保険料水準の統一スケジュールにおきまして、賦課方式が所得割、均等割、平等割の3方式となること、加えて、資産割を賦課している市町村は令和8年度までに資産割を廃止することが示されていまして、当町は税率の引上げと並行して、資産割の段階的廃止に向けた事務を令和6年度より本格的に取り進めることにしていたところです。なお、これらの税率改正にあたりましては、道が示す標準保険料率を参考にするとともに、令和12年度の統一保険料率も念頭に置きながら検討してまいります。

ご質問の3点目でございますが、国保税の算出にあたりましては、世帯構成や資産割の有無などにより国保税額が変動しますので、比較の対象世帯を給与収入400万円で、かつ資産割の課税がない子育て世帯で試算をしますと、国保税は年額約41万9600円、協会けんぽ保険料は年額約24万7044円となり、国保税の方が17万2556円ほど高い試算結果となります。なお、協会けんぽの保険料算定にあたりましては、被扶養者への保険料は発生しないこと、保険料は事業主と折半となることなど、保険制度上の優位性があることを申し添えます。

ご質問の4点目でございますが、未就学児の均等割軽減につきましては、その軽減額に対して国・都道府県・市町村による公費負担が措置されますが、町独自で拡充措置を設けるとした場合に、その負担額は一義的に国保税から賄うことが求められるものと存じます。国保税の減収が続く現状におきましては、適正な税率改正に努め、国保財政の安定化を図ることを優先すべきと考えますので、町独自での実施について、行う考えはございません。なお、全国町村会では、令和5年11月の中央要望書において、国民健康保険の安定運営の確保に向け、財政支援のさらなる拡充を始め13項目にわたり要望しておりますので、引き続き求めてまいりたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 再質問なんですけども、実は私、平成28年の第4回定例会で、

この点について都道府県化を前にして、一般質問しております。そのときは国保の構造的問題は解決されるのかという点から質問しまして、答弁されたのは当時、小竹町長でした。小竹町長はこう答えております。国保の都道府県化により国保の財政運営は安定化し、保険税が均一化され、保険税負担が軽減される仕組みになり、この制度改革が国保が長年抱えてきた構造的問題が解決につながることを期待したいとの答弁でした。しかし今實際上、若干その変動はありますけれども、大きく変わっていないっちなう、この6年間通して変わっていないっちなうのが実情だと思います。それで1点だけ今町長からも答弁ありましたけども、2014年から全国知事会や町村会が、地公4者団体ですから、これが国保税をようするに協会けんぽ並みにせっちなう事で、1兆円の財政負担を求めたんですけど、なかなか実際実現されてないと、ただこの間、市町村の法定外繰入れを減らすっちなう名目で、保険財政基盤安定資金ですか、それが導入されてきてるわけですけども、しかしそれは実際上は、各市町村で入れてた法定外繰入れの分ぐらいで、実際上、知事会等が求めている1兆円には程遠い内容で、ですからそれが今ずっとを引いてて、先ほど答弁ありましたように国保税と協会けんぽでは17倍ぐらいの差があるということですので、特にやっぱりこの、なぜその差があるのかっちなうのは、さっき答弁がありましたけれども、結局協会健保の場合は事業主負担あるって、国保の場合はそれないわけですから、そのことで結局、協会けんぽ並みにするには、均等割、これは均等割っちなうのは協会けんぽにはない制度なんですよ。だから、これをやれば17倍一気に同じぐらいにするかどうかちょっと分かりませんが、相当負担を減らせることができると。だから今、就学前は、半減で小中高校生までは負担かかっているわけです。私、前にも質問した記憶ありますけれども、実際上、学生は収入ないんですよ。その収入ない子供に税金を掛けるっちなうのはおかしいと、それをなくせば、結局国保も協会けんぽ並みの負担で済むということですので、ぜひその点、今、答弁ありましたように、知事会や町村会でも頑張っておられますけども、10年たってもほとんど変わっていないっちなう状況で、ぜひ強く要望していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤議員の再質問にお答えいたします。まず国保健保のほうは17万2556円高いと言いました。して国保税、国保のほうの負担は41万9600円、協会けんぽの年額は24万7040円。ですが、これは2分の1が、何て言いますかね、事業主が持つということになりますので、これを掛けますと150万近いお金が、協会けんぽの保険料ということになっていきます。またこの17万2556円、差額ですね、これを国が持つということは大変な額になりますし、このことを国がやるかやらないか、これは国の制度上の問題であって、今、この場で議論することではないというふうに思いますので、私は、今、議員が申されたように、今後も町村会を通じまして、要望を上げていくということを進めたいなというふうに思っております。また、均等割の減免につきましては、町は平成26年度の税制改革に合わせ、低所得者の応益負担分に係る軽減率を

7割、5割、2割としておりますし、国は現在、国保対象者が社会保険へ移行しやすくなるよう、所得制限の拡充も図ってございます。また、均等割への単独減免につきましては、現状において国保会計での対応をせざるを得ないことから、国保税の負担増となること、さらには一般会計からの繰入れは、国保対象者以外の町民の皆様にも負担を強いることにつながることから、町独自で減免する考えはございませんので御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ありませんか。

○7番（武藤勝因君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の学校に行けない子供たちの居場所づくりの発言を許可いたします。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 3番、中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、学校に行けない子供たちの居場所づくりについて質問いたします。

社会が急激に変化していく中で、子供たちを取り巻く環境も変化しています。近年特に問題となっていることの1つに、学校に行けない子供が増えているということが挙げられます。2023年の文部科学省のデータによると、全国の小中学校における不登校者数は約30万人に増加したとありました。中学校の場合、16人に1人、学校に行けない生徒がいるということになるようです。不登校は問題行動として扱われる場合もあるため、子供は学校に行けないことに負い目を感じたり自信を失ったりして、社会から孤立してしまう場合があるかもしれません。また親は、子供が学校に行けないのは育て方が悪かったからだろうか、心を痛めたり気まずい思いを抱えたりするかもしれません。不登校の原因については様々な要因や背景が存在するため、全てを同じように扱うことは出来ません。それでも子供たちもその家族も、とても苦しんでいるということを理解する必要があります。不登校は子供たちの声なき声であり、現状の学校教育の在り方に対するメッセージです。この問題を放置せず真剣にその声に耳を傾ける必要があります。教育の場にも多様性や柔軟性が求められています。熊本市は自宅から出られない子供のために、オンラインで学習支援を行っています。小学校の空き教室を利用し退職した教員を再雇用して配置することで、月曜日から金曜日まで毎日オンライン授業を行うことが可能になっているそうです。市内の150人以上の生徒がこれを利用しているそうです。また、民間の団体が運営するフリースクールは年々増加しており、実際に不登校者の4人に1人はフリースクールを利用していると答えています。札幌のあるフリースクールは、自分自身が不登校を経験した学生が運営しているそうで、学校に行けない人をゼロにするのではなくて、苦しんでいて学校に行けない人をゼロにしたいと語られていました。フリースクールなどを通して、自分たちの居場所を見つけることが出来た子供たちは少なくありません。また、自信を取り戻すことが出来た、勉強が楽しくなったという声もあり、子供たちが社会復帰する助けになっているようです。当町においても不登校に関する相談窓口や学習支援、学校に行け

ない子供たちの居場所をつくることは大切なことと思います。これらの点をどのように考えているのか見解を求めたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 中山議員からの「学校に行けない子供たちの居場所づくり」のご質問にお答えします。

学校に行けない子供たち、不登校の問題については、学校へ行けなくなってしまった児童生徒本人はもとより、保護者や学校も解決策を見いだせず、心を痛めているケースがあることは理解しており、教育委員会においても、学校現場における大きな課題として捉えておりますし、同時に家庭や社会にとっても大きな課題であると認識しております。不登校には様々な要因があり、友人関係や学業の不振など、学校生活に起因するものがある一方で、生活リズムの乱れや家庭環境、親子との関係が要因や背景になっているケースも多いことから、改善へ向けては、学校と家庭、関係する機関が連携して対応する必要があると考えているところです。

はじめに、当町における不登校又は不登校傾向の児童生徒と対応の状況であります。病欠などの理由を問わず、月5日以上欠席者については、登校日数及び欠席日数、最終登校日、電話や訪問等による最終確認日、欠席事由、対応の状況等についてリスト化し、毎月定例の校長会及び教頭会において、情報共有と対応の確認を行っております。本年1月末現在の状況につきましては、朝日小学校は該当する児童はおらず、病欠を除きますと新冠小学校は2名、新冠中学校は13名が該当しており、このうち登校ができない状態であるとされ、1月以降出席がない児童生徒は、新冠中学校の1名となっております。ご質問は、相談窓口、学習支援、学校に行けない子供たちの居場所づくりの3点でございますが、1点目の相談窓口につきましては、学校に関わることでありますので、当初の相談先としては学校となりますが、学校が保護者や本人と面談等を行った上で、外部機関の支援が必要な際には、町発達支援センターあおぞらや町保健福祉課保健師、スクールカウンセラー、町相談支援事業所相談室かける、また、医療機関等へ繋げており、各々の機関が相談窓口となっております。また、それらの関係機関と学校が連携して対応を図っているところです。

次に2点目の、学習支援についてでございますが、個々の状態に応じて家庭で学習できるようにプリントなどを配付しているほか、タブレット端末による学習ソフトで、家庭学習やリモートによる担任との面談や学習相談なども事例があり、また、学校の授業を動画により配信することも可能であり、ICTも活用しながら学校に通うことができない児童生徒の学びを保障しておりますが、本人の状態により活用は難しい状況もございます。

3点目の、学校に行けない子供たちの居場所づくりについてです。学校の立場として、また、本人、保護者にとっても、学校へ通えるようになることが最良でありますので、まずは学校に登校し活動することを目指したいと考えます。対話を重視しながら個々の状態

に応じて、保健室や別室への登校、放課後の登校、心療内科等の医療機関とのネットワークも活用しながら、児童生徒の気持ちに寄り添い柔軟に登校を支援することとし、併せて要因となっている事柄に対処していきたいと考えます。学校以外の居場所づくりは、次の手立てとしてその対応策が必要と考えますが、現状、欠席はありながらも各々のできる範囲で登校されており、また、欠席が続いている生徒についても、要因から居場所づくりがすぐに改善に繋がるケースではないと考えております。また、対応する学校への支援としては、人員の拡充として、各学年への学習支援員の配置を継続していきます。不登校になった理由については、家庭環境、友人関係、学業の不振、生活リズムの乱れ、無気力など、様々な事柄やそれらが複合して要因となっており、対応の方法も個々で異なります。不登校が学校教育の在り方に対するメッセージであると同時に同じく、家庭教育に対するメッセージであると捉え、本人と保護者、学校、関係機関が慎重に対話を重ね、各々ができることを一步一步進めながら、子ども達の学びや活動を保障するよう、不登校と不登校傾向のある児童生徒の支援と解消に努めてまいります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 当町における現状をよく理解出来ました。相談窓口や学習支援については既に設置、また活用が可能とのことですが、学校に行けない子供たちの居場所についてももう少しお聞きしたいと思います。ある調査で300人ほどの不登校経験のある人を対象にアンケートをとった結果、学校に行けなくなった原因で最も多かったのが、いじめで30%、次に友人関係で22%、その次に先生との関係が11%となっていました。この調査を見るならば、不登校を経験する多くの子供たちにとって、学校は決して居心地のよい場所ではないことが理解出来ます。学校に行くのが苦しい、教室に入るのが怖い、そうした子供たちにとって、学校以外で安心して過ごせる居場所が必要だと思います。当町においては、現時点で学校以外の居場所の必要性については感じていないとのことですが、今後についてはどのようにお考えでしょうか。また、新ひだか町教育委員会は、学校に行けない子供たちのために、公民館の中に居場所を設けておりますし、新冠商工会はレ・コード館に学習施設を開設しています。こうした機関と連携をとることなどは可能でしょうか。

○議長（氏家良美君） 奥村教育長。

○教育長（奥村尚久君） 中山議員の再質問にお答えいたします。不登校及び不登校傾向の児童生徒の状況を、学校が確認した中においては、学校以外の居場所がその子にとって適切であるかどうかは分かりません。生活のリズムの乱れから昼夜逆転しているケースもあります。また目標としていることは、登校し友人や教員とともに学校生活を送ることですので、先の答弁のとおり、学校の柔軟な対応により、登校の支援をしていきたいと考えます。しかしながら、学校へ来れない子供の登校へ向けたステップとして、居場所づくりが有効であるケースも考えられることから、学校以外での対応について児童生徒及び

保護者へ聞き取りを行い、要望がある場合には新たな事業として、実施することも検討してまいりたいと存じます。なお、新ひだか町で実施している事業の連携につきましては、以前、事業内容等について確認した際には、町内の児童生徒を優先するため、他町からの受入れは難しいといった考えであることを確認しております。また、他町と連携する場合には、人員や経費の負担や移動方法などの課題があるほか、他町の児童生徒と交流することで、生じる精神的な影響についても配慮する必要があります。このことから、当町で事業を実施する場合においては子供の状態を把握し、レ・コード館等の町内施設において、退職教員であります、管理課の指導主事もおりますので、関係機関の協力や連携も踏まえながら、町内での環境整備を行うことで検討してまいります。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、中山議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再会 午前11時 5分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。村田貞光議員の買物弱者対策についての発言を許可いたします。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 4番、村田貞光です。議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。唯一のスーパーであったJA新冠本店の撤退により、多くの高齢者等買物弱者対策は極めて重要度の高い福祉施策と考えます。現在、新冠町の買物対策としては、新冠らくらく号の運行や道の駅ゾーンに新冠キッチンの設置など努力しているところは認識しております。新冠らくらく号においては、高齢者からもっと商品を増やしてほしい、もっと大きな車にならないかなど町民から声が出ています。新冠キッチンにおいて町内の高齢者からは、新冠町に訪れる観光客を目的とした位置づけが強いので入りづらいと聞いております。また、高齢者の運転事故が多発する中で、運転免許証の自主返納件数が全道的に増加となっており、静内警察署受理分においても5年間で71件となっており、さらに増加傾向にあることから、我が町においても多くの買物弱者が増えると考えられます。なお、多くの町民からは、品物を見ながらゆっくり買物がしたいとの強い要望がございます。私は、町内でもっと高齢者の方々が買物対策のできる場が必要だと思っておりますが、新ひだか町の大型スーパーが近いことと、町の人口が減少していることから、現在、新冠町に店舗誘致に協力してくれる会社がない状況でございます。町の発展を見据えて、物流経路が整ってければ誘致に協力してくれる会社はございます。そ

れまでの間の対策が必要と考えます。そこで2点質問させていただきます。1点目、現在、新冠町においての買物対策である高齢者等買物支援事業らくらく号の利用人数及び活用状況についてお聞きします。2点目、今後さらに買物弱者が増えてくることに対する、さらなる対策はどのように考えているのか。以上です。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員からご質問の「買い物弱者対策について」にお答えします。

J AにいかっぷAコープ店の閉店に伴い、近場で生鮮食品を買うことのできる店が欲しいとの町民の声に応えた、にいかっぷキッチンのオープンから5年が経過しました。精肉や魚、野菜などを取り扱う貴重な店舗として、町民の暮らしを支えております。また、新冠町商工会におきましては、高齢化による体力の低下や地域で営業されていた商店の撤退など、買い物が困難となっている高齢者等に対する買い物支援と、高齢者の様子を相対で伺う見守りサービスを目的とした、高齢者等買い物支援事業らくらくにいかっぷを運営され、福祉施策の一役を担っていただいております。

ご質問の1点目、当事業の利用者人数でございますが、令和5年9月末現在において利用登録者数は141人で、このうち市街地のお住まいの方は44人、それ以外の地区にお住まいの方は97人となっております。また、事業の活用状況でございますが、当事業には町内で生鮮食品や日用品、衣類、電化製品等を取り扱う19店舗が参加登録をされております。らくらくにいかっぷ号は、町内全域を網羅したうえで利用者宅を定期的に訪問し、予め注文を受けた商品を届ける宅配サービスと、移動販売車に積み込みをした商品を自宅前へ届け、利用者が商品を選び、購入することのできる移動販売サービスの2つを兼ねた事業となっております。直近の令和4年度の販売実績を申し上げますと、宅配サービスの延べ利用件数は660件で、販売金額は134万6261円、移動販売サービスの延べ利用件数は2075件で、販売金額は451万7722円と利用の8割が移動販売サービスとなっていることを鑑みますと、商品を選んで買いたいとの利用者の気持ちが伺えるところ です。

ご質問の2点目でございます。令和5年4月1日現在での年齢が65歳以上の高齢者を対象に実施した、介護予防日常生活圏域ニーズ調査では、対象者1444名のうち924名から回答をいただきました。調査項目の中、自分で食品や日用品の買い物をしていますか、との設問に対し、出来ないと答えられた方は49名、5%に止まり、現状では95%の方が自ら、又はご家族の手を借りて、買い物をされていることが伺えましたが、将来、手助けして欲しいことの問いには、買い物と回答された方が216名、23.4%あり、買い物を続けられるかの不安や買い物に不便を感じているとの声が寄せられております。また、当町の人口推移でございますが、65歳以上の高齢者人口は既にピークアウトとなり、令和元年度以降は減少が続いております。将来予測においても同様の傾向となっております。

りますが、高齢者に占める75歳以上の割合に着目しますと、今後しばらくの間は増加の見通しにありますことから、加齢による足腰の衰えなど移動が困難となる方の増加が推測されます。このような状況の中、ご質問のありました、更なる対策の考えでございますが、当町では70歳以上の高齢者を対象に、無料でバス利用ができる、寿バス券を制度化しており、希望者には無制限で交付をしておりますので、バスを利用できる方には引き続き、寿バス券を交付してまいります。また、今後の増加が見込まれる公共交通等での移動が困難な高齢者には、ドア・ツー・ドアで買い物ができ、合せて体調の様子など見守りサービスを兼ねる、らくらく・にいかっぷ号の利用が適しているものと存じますので、事業主体であります新冠町商工会との連携、意向を踏まえた中で、更なる充実に努めて参ります。なお、町内で利用できる民間サービスには、コープさっぽろの町内全域を対象とする宅配サービス、トドックや、市街地及び節婦・大狩部地区で運行されている移動販売車おまかせ便カケルもございますので、健康相談や訪問活動等を通じ、これらの情報提供についても行って参りたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 説明については理解出来ました。そこでちょっと再質問1点と、事業提案を申し上げたいと思います。再質問につきましては、買物に行けない高齢者のために、らくらく新冠号の車を大きくし、品物を増やして運行することは出来ないでしょうか。次に、事業提案でございます。私は、基本スーパーを誘致することで努力したいと考えておりますが、それまでの間しばらくの対応としてですね、スクールバスもしくは新冠町のバスの運行の休みを活用し、隣町の新ひだか町イオンまでのバスを運行してはどうかと考えております。各地域がまとまり週1回程度の運行でどうでしょうか。そうすることで高齢者等が品物を手にとり、食品、服、靴などを選定しながら買物ができる、日頃のストレスの解消にもなり充実した日々を迎えられることと考えます。なお、イオンには事前に問合せを行っております。運行を実施した場合は、運転バス駐車場の確保であったり、買物が5千円以上買物をしていただいたお客様には、店舗側からの買物の配達が約束されることとありますので、前向きな御検討をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 村田議員の再質問にお答えいたします。まず1点目らくらく新冠号の大型化、商品の増大等につきましては、道路事情等も鑑みながら、商工会また利用者とも協議検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。2点目のスクールバスを利用した買物対策につきましては、地域公共交通とあわせ両面から検討させた経過があります。その中で、教育行政の立場として、運行休止の時間帯であっても気象や災害等、突発的事象に備えるため常に待機状況にあること。また、休日や長期休業期間であっても、様々な教育活動がなされていること。さらには道教委から、目的外使用により車両の消耗を促進させることは趣旨に反すること。加えて、町道の構造や委託業者の困難さを総合的

に判断し、町民との混乗や目的外利用はすべきでないとの判断に至っております。御質問の、今後さらに買物弱者が増えてくるとの対応につきましても、先の答弁で申し上げたとおり、ドア・ツー・ドアの買物が出来、見守りサービスを兼ねたらしくらく新冠号、あるいは当町における地域公共交通の見直しや充実等で対処してまいりますので、御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○4番（村田貞光君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、村田議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一員のマイナンバーカードの普及と利便性や問題点の発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中進一です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。

昨今、情報化の現状を見ますと、アナログからデジタル化への進行が急激に進みつつありますが、我が町、新冠町のマイナンバーカードについてお伺いいたします。マイナンバーカードの普及率は良好との報告を受けているところですが、直近の普及率は幾らとなっているのでしょうか。また、近隣の自治体等と比すると、どのようになるのでしょうか。マイナンバーカードによる本人の個人情報の確認など利便性は広がりつつあり、今後は、運転免許証や銀行の取引等の情報も組み込まれるなど、他にもかなりの情報の取り込みが予想され、相当の広がり展開されることになっております。私も税の申告時に初めて気づきましたが、医療の受け付け時に、マイナンバーカードを提示しておけば、年間の医療費の一覧が瞬時に示されることを知ったわけですが、これを利用すれば、毎年の領収書を集めて縦計算をする手間を省くことが出来ますし、正確で使い勝手がいいなど実感いたしました。まだ、現時点で町民の多くはどのように利用したらよいか、よく理解するまでに至ってはいないのではないかと推察いたしますが、利用頻度はどのように伸びているのでしょうか。また、マイナンバーカードによる住民票や印鑑証明、さらには戸籍等もコンビニで受け取れる取り組みを行っている自治体もございますが、新冠町でも取り組むお考えはないのでしょうか。これまで述べてまいりましたマイナンバーカードの100%普及促進につきましては、国も、最終目標年度を明記いたして取り組んでいるわけで、先に述べましたように、便利な機能がこの1枚のカードの中に既に組み込まれており、今後さらに各個人情報が入られることが計画されております。ますます便性は高まってくるのが期待される場所ですが、反面、個人情報の漏えいがいたすのではないかとということに対する危惧が、大きな不安材料となっていることや、折角の便利な機能があるにもかかわらず、なれない方々にとってマイナポータルへの導入や、情報を引き出すための煩わしい操作が必要ですし、パソコンやスマートフォンを持たれていない方、さらに操作に慣れない方やアンチデジタル派の方々がおられるのではないかとことは容易に想像出来ますし、

身内に詳しい方がおられる場合は別にして、他人に操作してもらおうと個人情報の漏えいに対する危惧もあります。結果的に高齢者などが申し込まない、あるいは申し込めない町民が出る可能性が考えられますが、今後も100%達成を目指しているために、どのような対策をお考えかお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員からご質問の「マイナンバーカードの普及と利便性や問題点について」にお答えします。

国は、平成28年1月から社会保障や税などの分野で効率的に個人情報を管理し、複数の機関が保有する情報が同一人の情報であることを確認するためマイナンバー制度を導入しました。このことにより、社会保障や税関係の申請時に一部添付書類が不要となるなど利便性が向上するほか、各種手続きの際にマイナンバーを活用した情報連携が行われ、手続きが正確でスムーズになり行政の効率化が図られます。また、制度開始によって、既存システムの改修などが必要となりますが、マイナンバーカードを行政手続きの際に必要な証明書や身分証明書、健康保険証やコンビニでの住民票などの取得に利用できるようになり、今後も、オンラインバンキングを初めとする民間による活用も含め、利用拡大が予想されています。当初、当町においては、カード普及率は低調でありましたが、国からの要請を受け、私は職員に対して地域窓口や休日窓口の開設、職場訪問など町民に対するカード申請手続きのサポートを行うよう指示し、普及率の向上を図って参ったところでございます。

そこで、ご質問1点目の、直近で確認できるカードの普及率はいくらかについてですが、令和6年1月末の死亡や有効期限などにより廃止されたカードを除く町民の保有枚数率は73.7%であり、国の73.1%、北海道の71.8%よりも高い水準となっております。ちなみに日高管内では、えりも町が77.6%、次いで新ひだか町が74.1%、当町はそれに次ぐ交付率となっております。

次に、ご質問2点目の、町民によるカードの利用頻度はどの程度伸びているかについてですが、カードに係る利用頻度については統計がないため正確にはお答えできませんが、転出時における手続きに約8割程度の利用があるほか、身分証明書として提示される方も増加傾向にあります。また、昨年の確定申告に利用された方は全体の6%、新冠国保診療所において健康保険証として利用された方は全体の7~10%で推移しています。

次に、ご質問3点目の、コンビニ交付にかかる取組みについてですが、コンビニ交付サービスは、基本的に全国の店舗で毎日利用することが可能であり、便利であることは承知しておりますが、導入にあたり既存システムの改修等が必要となり、先進地からの情報によりますと、住民票と印鑑証明書の交付に対応する場合で1千万円程度、戸籍証明書の交付に対応する場合は、更に2千万円程度と多額の費用を要することを確認しております。また、昨年12月からコンビニ交付による運用を開始した新ひだか町における2か月間の

利用率は13%であり、新ひだか町に比べ人口やコンビニ等の店舗数が少ないことや費用対効果を考えるとき、コンビニ交付サービスを導入する時期は慎重な判断を要すると考えているところでございます。

最後に、4点目の、マイナンバーカードを申請しない町民に対する対応についてですが、当町では本年度、補助事業によりマイナンバーカードガイドブックを作成し、先月完成したところでございます。この冊子には、利用方法や利便性などの情報が解りやすく記載されていますので、町民の理解が図られるよう積極的に活用して参ります。国は、カードの取得は義務でないことを前提としつつ、利便性をPRして普及率の拡大を求めていますし、令和6年12月には健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに統一する方針を示していることでもありますので、関係課の連携体制により交付率向上の取組みを強めて参る所存でございます。併せて、交付率を高めた上でカードの活用方法や利便性について、町民の皆様に理解いただく取組みも実施して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） これからの人不足の解消などと、住民の情報一括管理などを目指す目途とした住民サービスのデジタル化については、国も2027年までを達成する目標を掲げ、数値を示して推進しております。デジタル化への取組に当たっては、専門的な技術や機器、さらにネットワークの再整備などが求められるところですが、先に申し上げました、マイナンバーカードによる住民票や印鑑証明、さらには戸籍等もコンビニで受け取れるような仕組みは、今述べた理由を鑑み、早晚、国から推進に対するさらなる通知等が来るのではないかとされるわけですが、これらの手続はコンビニの営業時間中であれば、町長の答弁の中にもありましたように、役場が休みの土日、休日や夜間でも全国各地で受け取ることが出来、西沢地区に居住する住民などは、新冠市街地まで来なくても、厚賀のコンビニで受け取ることができるわけですから、住民の利便性向上のために早期の取組を、ぜひ実現いただきたいと思うものでございます。ここで余談にはなりますが、先月、元第14代総務大臣の片山善博氏の講演を聞く機会がございましたが、マイナンバーカードに対する苦言を呈する場面がありました。推進する立場であると思われる元大臣がおっしゃられたことに戸惑いも感じましたが、国の推進方針は変わらないと思いますし、今、国会において、カード情報をスマートフォンに取り組みむことができるように審議が行われておりますが、これが成立いたしますと、カードを携帯しなくてもマイナンバーカードの情報を利用できることになる可能性が出てまいりましたので、なかなか100%達成の道は厳しいものがあると思いますが、利用方法の開設や啓発等を丁寧に行っていく必要があるのではないかと思います。せっかくの機能が発揮出来ないことになってしまうことにならないためにも、町長がただいまガイドブックの配布ということもございましたが、町民に分かりやすい情報の提供や指導を行う考えについて再度お伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えします。先の答弁でも申し上げましたが、マイナンバーカードは行政手続や戸籍証明等のコンビニ交付などにおいて、利便性が高まるものであるほか、健康保険証のマイナンバーカードへの統一化方針も示されており、今後より一層カードを普及させることが必要であることは認識しております。一方で議員も触れておりましたが、元担当大臣が制度に関し苦言を呈したとのことでありますが、個人情報管理の問題や、健康保険証への移行に関するなどを不安視する報道などもあります。まずは町民の皆様方に正しい理解を得るために、制度の内容、カードの安全性や利便性に関し改めて丁寧な説明が必要と考えておりますので、ガイドブックの活用や関係課との連携した取組を進めてまいり所存です。また、コンビニ交付サービスの導入時期に関しましては、利用頻度や機械操作、個人情報管理などに関し先進事例を参考としつつ費用対効果も考えながら判断してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 北海道新聞紙上に、町長が税務署職員のアドバイスを受けながら、模擬の確定申告をされ、簡単であったとのコメントも載っておりました。本番の確定申告時もアドバイスなどなしで、スマートフォンによる申告がなされたのでしょうか。差しつかえございませんでしたら御答弁をお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再々質問にお答えいたします。私のスマホでの確定申告でございますけど、横についておまして操作方法をある程度聞きながらやっておりました。私で全部を私自身があれではありませんでした。やっぱり順序というものもありますし、初めてでしたので、手順を聞きながら操作をしながらいった結果が、私が思ったより簡単に出来たということで、これから推奨したいと思っておりますが、高齢で私よりも高齢で出来ない方も多々いるのかなっていうふうにも思いますから、使える人はぜひ利用していただき、そうでない方々は、今、当町でやってるように窓口でやっていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（氏家良美君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の公共施設の老朽化対策とコスト削減についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、公共施設の老朽化対策とコスト削減について一般質問いたします。

昨今全国で人口減少や少子化問題がある中、1970年代には公共施設が最も増加した背景があり、今後において公共施設の老朽化がピークを迎えつつあります。一方、物価や資材高騰、人件費上昇に加えて、町行政においても、税収増は難しくなっており交付

税も同等か減少傾向にあります。全国の各自治体において施設整備の遅滞が懸念されています。また、全国的に地方自治体における専門技術職員の不足、外部委託点検などの予算確保が課題となっています。当町においても専門職員の人材確保に苦慮しています。今後において、公共施設の維持管理に充てられる財源は減少することが予想されます。老朽化施設の更新について、新規事業の改築や長寿命化計画は多額の財政出動が伴い、今後における公共施設等の利用需要が変化していくことも想定され、施設全体の最適化を図る必要性があり、公共施設等の全体を把握し長期的な視点を持って、更新、統廃合、長寿命化などの計画を行うことにより、財政負担の軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することの必要について、国は警鐘を鳴らしています。全国の小中学校において、特に40年以上経過した校舎の外壁などの破損事例が散見されており、児童がけがをした事案が報告されています。昨年4月26日に福岡県北九州市の小学校では、外壁が落下する事故で児童5人がけがをしており、同年10月17日に埼玉県久喜市においては、昼1畳ほどの外壁が落下しています。文科省によると、全国の約半数の小中学校が築年数40年以上経過し、そのうち約7割が改修を必要としており、平成27年度から令和5年11月までに外壁落下は38件に上ります。今後も事故につながるおそれがあると危惧されています。当町において、安全な施設管理、施設運営に対するコスト意識も高いと思う一方で、まちづくりの長期的な財政や人口推計を踏まえ、コスト縮減に向けた計画的、効率的な施設整備の更新が重要と考えます。公共施設の老朽化対策とコスト削減に向けた取組方針について3点伺います。1点目、一級建築士など専門職員の確保・育成対策は。2点目、老朽化施設におけるコスト縮減に向けた設備廃止の方針は。3点目、公共施設全般における、令和12年度までに中規模以上の施設更新を今後検討しようとする施設は。について町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員からご質問の「公共施設の老朽化対策とコスト縮減について」にお答えします。

酒井議員の質問における、施設運営のコスト意識、あるいは人口推計を踏まえた施設整備の更新等とありますのは、いずれも公共施設管理計画において示されるものであり、質問趣旨も当該計画で示されるべき財政負担、存廃の方向性などを問うものかと考えます。そのため公共施設管理計画に基づく答弁となりますことをまずもって、ご理解ください。これまで議員各位から公共施設管理計画の早期策定を求める意見があり、担当課の企画課を中心に関係各課によって策定を進めてきましたが、この度、教育施設を除く、主要公共施設を対象とした当該計画の策定が終了し、次期開催の所管委員会において説明することとしています。説明においては、各施設のランニングコスト、施設の立地地域一人当たりの負担額、更には施設にかけられる配分可能想定額をも示すものとなっており、内容は公共施設の存廃、統廃合を検討する上で必要となるあらゆる事項についてその細部を明らか

にした上で、酒井議員の質問にあります公共施設のコスト、施設更新の考え、統廃合の方向性など全てを示すものとなっています。

質問にあります2点目の整備、廃止の方針、3点目の今後検討する更新施設についての答弁は、施設ごとに各数値をもって説明することが必要であり、所管する常任委員会において公共施設管理計画の説明をもって説明することとしますので、よろしくお願いします。また、教育施設については、既に教育委員会によって教育施設個別施設計画の策定を終え、計画に基づく運用がされており、また、令和2年度に策定した、新冠町小中学校適正規模・適正配置基本計画においては、人口の将来推計、施設の老朽化状況、財政状況、小中一貫教育への取組を考慮し、新冠中学校の改築計画を令和12年度を目途に進めるとしているところです。町公共施設管理計画の樹立後は、相互に管理調整し、効果的な施設利用と連携を図って行くことで地域全体の持続可能な発展を推進する所存です。

最後に、質問1点目の専門職確保・育成対策についてですが、当町における建築士につきましては、令和4年度の退職以降欠員となっており、この間、職員採用募集を継続しておりますが採用に至っていないのが現状でございます。建築士をはじめ各種専門職の人材確保については、民間事業者や他の地方公共団体との競合により、今後も困難な状況が続いていくことが懸念されているところです。建築士の確保の対策としましては、引き続き有資格者の採用募集を継続する一方で、現行の資格取得奨励制度の拡充を図り、無資格の現職や新規採用の希望者に対し、資格取得のための講習や通信教育等の授業料、資格取得試験の受験費用の全額助成を新たに令和6年度から開始し、専門職の養成の仕組みを構築して参ります。また、職務の傍ら資格取得を目指す職員の修学時間を確保するため、一定の範囲で職務専念義務を免除する規定についても併せて整備を進めてございます。採用の募集においては、現在、担当課にて専門学科を有する専門学校、大学等の関係機関を訪問し、職員採用募集の周知と進路相談を受けた在学生又は卒業生に対し当町を紹介して頂くよう、地道な依頼活動も並行しておりますが、専門職のみならず優秀な職員の確保には、採用希望者から選ばれる魅力ある職場づくりはもちろん、離職を防ぐ観点からも、働きやすい職場づくりが求められております。メンタルヘルスやハラスメント防止研修の定期的な開催、有給休暇や育児休業制度の利用促進に取り組むほか、副業の解禁やフレックスタイム制度の検討など、順次進めて参りますのでご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再質問いたします。1点目は、将来像についてであります。現在進行中の人口減少に伴い、それぞれの地域において集落減少が考えられます。地域における集会施設等の維持が課題になると推察いたします。集会施設の統合や、廃止計画を実施する場合には、人口推計や地域住民の意向を踏まえ、理解を得ることが重要と考えます。一方で、豪雨災害、震災など緊急を要する場合には、集会施設が一定程度なければ、避難所や物資供給の場としての活用が求められています。地域避難場がなければ、一旦地域を

離れなければならない、生活の質をさらに低下させさせてしまう懸念が生じます。現在策定中の公共施設管理計画は、将来を見据えた合理的なコスト縮減計画となっているのかについて。2点目は、令和3年策定の教育施設個別施設計画の中に、構造躯体以外の劣化状況評価について、新冠中学校は屋根、屋上、外壁、内部仕上げ設備など、全ての項目において、不具合の兆しか対応する必要があるとなっています。新冠小学校は、屋根、屋上、おおむね良好、外壁、内部仕上げ設備などにおいて、不具合の兆しとなっています。また、今後、小中学校の40年間を使用した場合の維持コスト算出データでは、2校を長寿命化計画で維持した場合と、新規改築した場合のコスト比較費用によりますと、11億円、長寿命化計画のほうが増加する結果となっています。先ほど答弁にありましたように、課題である少子化を踏まえ、小中学校の適正規模適正配置計画と、教育施設個別計画に基づき、令和12年度新冠中学校改築計画策定において、小中一貫校も見据えた調査研究をしていくと認識しております。今般、リユース案につきまして、比較検討を提案するものですが、中学校において築年数52年経過し、小学校においても49年間経過し、耐震化は実施しています。老朽化によって使用出来なくなるものではなく、長寿命化計画は、おおむね40年から50年程度がタイミングとされており、計画実施によって、30年程度延長して使用可能であるとされています。新冠小学校劣化状況と、避難場指定でもある建物は維持したほうがよいのではないかと思います。少子化を踏まえて、小中一貫校としての位置づけも検討に加えてはどうかと考えます。長寿命化計画を検討した場合、特別教室などの数が不足であることが考えられます。ほかにも諸課題があると思いますが、増築、解体、外構工事、補助金などを加えたトータルコストを算出し、長寿命化計画と新校舎改築とのコスト比較を検討する考えについて、2点所感を伺います。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員の再質問に、お答えいたしたいというふうに思いますが、内容が一致しているかどうか、ちょっとその点お許し願いたいなというふうにも思います。なお、質問の2点目につきましても、新冠町総合教育会議の主催者の立場として答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

再質問の1点目、地域人口そして防災などといった地域課題を捉えた上での計画になっているかという御質問かというふうに思います。策定した公共施設管理計画では、地域人口の推計のほか、地域住民の負担にまで言及しており、また、防災面からの検討も十分に行った上、関係各課の協力で策定したものでありますので、議員の求める内容は網羅されていると考えてございます。

2点目の、小・中学校建て替え計画に係る現存施設の再利用可能性を問うものかとも思います。教育行政執行方針の中でもありましたが、学校建て替え計画は今後、順を追って進めていくこととしており、コストと予算管理、あるいは躯体の具体などは全く決まっておられません。また、施設の建て替えに当たっては、機能性など検討していかなければならない事項は多々あり、幅広い検討と協議が必要と考えているところであります。いずれに

おきましても、まちづくりの歩みを着実に進めていく中で、これまで同様、適切な時期に適切な協議をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○2番（酒井益幸君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再会 午後12時59分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。但野裕之議員の、水道管耐震化についての発言を許可いたします。但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、水道管耐震化について質問いたします。

はじめに、一般質問要旨に間違った記述がありますので、訂正をお願いいたします。3行目の中ほどにある2018年末を2021年度末に訂正します。よろしくお願いします。

それでは、通告に従い質問します。1月1日に、最大震度7を観測した能登半島地震は、発生から2か月が過ぎ、住宅被害は7万5千棟で、避難所には1万1400人余りが身を寄せ、うち4733人がホテルや旅館などへの二次避難をしています。断水は徐々に解消されているものの2月末時点で約1万8880戸が、中でも珠洲市ではほぼ全域にあたる約4650戸が断水したままです。水道の被害は、各市町の主要な浄水場が多数被災し配水地や配水管も相当なダメージを受けているとのこと。また、道路状況も悪く、通水や漏水検査・修繕を進めるにも作業車両や作業員の行き来に時間がかかることも復旧遅れの一因ともなっています。このように、道路と排水管が広範囲に損傷したことが原因で、輪島市や珠洲市などで長期化しているのです。石川県の水道管耐震適合率は、2021年度末で36.8%で、全国平均の41.2%よりも低くなっています。この耐震化の遅れが断水長期化にもつながったともされています。耐震化適合率は、基幹的な水道管のうち、その場所で想定される最大規模の地震に耐えられる割合を示すものです。60%が上回っているのは神奈川県73.1%、東京都66.0%、千葉県60.3%の首都圏の3都県だけです。最も低いのは、高知県の23.3%で、地域差が大きいのが実情となっています。耐震工事の実施は自治体や事業組合など水道事業者が決めてますが、かかる工事費用は水道料金に上乗せされ、住民負担が重くなっています。このことが耐震化の遅れの一因となっています。過去の災害でも水道の復旧が課題となっています。厚生労働省によりますと、1995年の阪神淡路大震災では約130万戸、2011年の東日本大震災では、約257万戸で断水が発生しています。最大断水日数は、阪神淡路大震災で約3か

月、東日本大震災では約5か月と報告されています。国は2014年に地震や津波などの自然災害に備えて、国土強靱化基本計画を作成し、おおむね5年ごとに見直すこととしています。その中で断水については、2028年度末までに耐震適合率を60%にする目標を掲げています。ここで次の3点について伺います。1点目、道の耐震適合率は40から50%台です。当町の適合率は何%か。2点目、避難所に指定されている建物への基幹的な水道管は耐震化されているのか。3点目、国は2028年度末までに適合率を60%と掲げています。減災の観点から、適合率を上げる必要があります。耐震化の事業計画はあるのでしょうか。以上3点について伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員からご質問の「水道管耐震化について」にお答えします。

能登半島地震では、重要なライフラインである水道において、甚大な地殻変動等が要因で、水道管の破損、家屋等の倒壊による給水管の破損が発生し、広範囲での漏水により、復旧作業に時間を要し断水が長期化していることは、他人事ではなく、当町においても改めて対策を考えさせるものとなりました。

1点目のご質問の、当町の耐震化適合率についてですが、報道等で耐震化適合率が発表されておりますが、この数値については、上水道事業での耐震化計画の数値であり、当町は、給水人口5千人以下の簡易水道事業で、義務付けが無く、耐震化計画を策定していないことから、明確な数値をお示しすることは出来ません。

2点目のご質問の、避難所に指定されている建物への基幹的な水道管は耐震化されているかについてですが、水道施設における耐震化指針は、平成21年に示され、耐震性能の要件が明確化されております。このことにより、当町の水道管新設及び更新においては、平成22年度以降の設計に反映しておりますが、大部分がそれ以前に敷設した水道管であるため、適合する地域は現状では僅かとなっております。耐震適合した水道管での避難所施設としましては、美宇生活センターと芽呂生活改善センターの2ヶ所が該当致します。現在、太陽地区の道営営農用水事業にて水道管の更新を行っておりますが、事業区間において耐震化を図っていることから、太陽開拓婦人ホームも該当することとなります。更に、地区水道の新明地区におきましても、今後計画される道営事業実施により、当該地区の水道管も耐震化が図れることとなります。

3点目のご質問の、国は2028年度までに適合率を60%としており、減災の観点から適合率を上げる必要があるが、耐震化の事業計画は、については、1点目のご質問で回答しましたが、耐震化計画は策定しておりませんが、公営企業会計移行を機に、計画等に必要となる施設台帳が整いましたので、それを基に令和6年度以降、水道ビジョンとアセットマネジメント計画を段階的に策定し、その後、耐震化計画策定に移行して参りますので、ご理解賜わります様お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 答弁ありがとうございます。ここで2点再質問いたします。1点目、厳しい財政下であります、水道管耐震化を進めることは不可欠だと思います。国は、耐震化への交付金の活用を呼びかけています。この交付金は当町に対しても、交付されるものかどうか、その1点の確認をお願いいたします。もう1点、有事の際、避難場への断水が懸念されます。新冠小学校も避難所になってますけども、耐震化がされてないということで、断水の心配があります。貯水タンクや地下水を活用する、手動式ポンプを設置してはいかがでしょうか。この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えいたします。1点目の交付金につきましては、先ほど言いましたように、耐震化計画というものが作成された場合には、対象となります。今の段階では出来ておりませんので、御理解いただきたいと思います。また超概算ですけども、町で耐震化を図るとすれば、超概算で25億から30億程度と私はとらえておりますので、現状での補助制度では、財政負担が著しいことから、不可能であり国に制度の見直しを要求していかなければならないというふうに思っております。また、町では災害時用といたしまして、給水タンク1リューベ8個、給水袋300枚を準備している状況にあります。有事の際は、これを利用し被災していない水道施設より、上水を避難所等に運搬設置し応急給水できるよう準備しております。また、甚大な被害が発生した場合は、自衛隊による給水支援をはじめ、日本水道協会の災害連携協定により、被災事業者が希望する給水車の派遣や漏水調査などの支援を受けることができることとなっております。独自で地下水等利用したものにつきましては、水質の状況だとか周囲に与える影響だとか、そういったものを総合的に判断しなければならないことにつながりますので、慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き、積雪寒冷期対応の防災訓練についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） それでは通告に従い、積雪寒冷期対応の防災訓練について質問いたします。

共同通信の調査では、日本海溝千島海溝沿いの巨大地震で津波被害が想定される北海道から千葉県までの108市町村のうち、冬の避難場の運営訓練を実施したことがない自治体が、69%を占めることが分かりました。道内では29市町が未実施とのこと。調査対象は、国が指定した津波避難対策特別強化地域の1道6県の108市町で、そのうち道内は39自治体が該当し当町も含まれています。この調査は、能登半島地震発生前の昨年11月から12月に実施され、全自治体から回答を得ています。質問の前提となる冬の期

間というのは、津波防災の日の11月5日や東日本大震災が発生した3月11日前後に訓練をする自治体があることから、11月から3月としています。冬の避難所運営訓練を実施したことがあると回答したのは、34自治体で、道内は10自治体、全体の31%です。したことがないが今後予定しているが44自治体で、道内は24自治体です。したことはなく今後も予定していないが30自治体で、道内は5自治体です。未実施が7割近くとなっています。当町はどのような回答をしたのでしょうか。未実施の理由として、複数の自治体は高齢者が多い、体調を崩す人が出るなど参加者への考慮を上げています。その一方で、未実施の自治体の多くは訓練の必要を認識していると報告しています。1月の能登半島地震では避難所の苛酷の寒さが指摘され、避難所の防寒対策の遅れが鮮明に課題となっており、自治体の多くは冬の避難に備え石油ストーブなどを備蓄していますが、能登半島の避難所では、灯油がつきたりエアコンが壊れたりといった事態に直面し、避難者の多くが苛酷な寒さを体験しています。避難者の中には、壊れかけた自宅から暖房器具や布団などを避難場に運び寒さをしのいだ方もいました。また、布団のない体育館の床はかたくて冷たく背中が痛くて眠れず、傾いた自宅に戻った避難者もいたと言います。町長はこのように、苛酷な避難所生活を目の当たりにして、現行の避難場運営計画に絶対の自信が持てるのでしょうか。冬の避難所の寒さ対策の再点検も必要かと考えます。1995年の阪神淡路大震災や2011年の東日本大震災など、近年の災害でも寒さなどで体調を崩して亡くなる災害関連死が相次ぎ、冬の避難所対策が問われています。国によりますと日本海溝地震の被害想定では、低体温症で死亡するリスクが高まる人が最大約4万2千人に上るとしています。当町は、高齢者も多いことから、このようなリスクを避けるためにも万全とも言える冬の避難所運営対策を講じなければなりません。当町は毎年10月に津波を想定した避難訓練を実施していますが、冬の期間である11月から3月に実施したことはありません。能登半島地震から見えてきた課題を検証し、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を学び生かした中で、全町を挙げての積雪寒冷期対応の避難訓練を実施するのが最善かと考えますが、参加する高齢者の体調も考慮して自治会役員や町職員だけでなく、避難所単位で避難所運営訓練をすべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員からご質問の「積雪寒冷期対応の防災訓練について」にお答えいたします。

全体をまとめた答弁となりますこととお許しいただきたいと思います。御承知のとおり、令和4年7月に北海道が公表した、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震の被害想定で、当町における死者数は、冬の深夜で最大2600人と人口の50%を超え、また、低体温症要対処者数は300人となっております。当町としては、この被害想定を受けてソフト及びハードの両面において、対策を講じなければならないと考えているところです。とりわけ、ソフト面では、令和6年度において、新たに旧朝日小学校を防災拠点の一つに位置

付け、子供から大人までを対象とした防災キャンプの実施と、本年度創設した新冠町津波防災力向上モデル事業により、モデル地区の指定をした中央自治会に対しまして、避難所となる新冠小学校体育館における、冬季の避難所体験を提案する予定でありました。こうした中で、能登半島地震が発生したところではありますが、現在も多くの方が避難所での生活を余儀なくされており、様々な報道などから、特に冬の避難所における寒さ対策などの重要性を改めて痛感しているところでありまして、冬季の避難訓練及び避難所運営訓練は、必要であると認識しております。しかし、津波浸水区域全域の住民を対象とする一斉訓練の実施には、課題等も多々ありますことから、まずは、先に申し上げたモデル地区の中央自治会に提案したいと考えております。このことは、あくまでも町側からの提案ということですので、提案の承諾については中央自治会が判断するところとなることを、ご承知おき願いたいと存じます。そして、訓練が実施されたならば、その結果などの検証をもとに翌年度以降、対象エリアの拡大に繋げるなど、取組みを推進して参りたいと存じますので、ご理解頂きたいというふうに思います。なお、共同通信への回答につきましては、今後致したいと考えておりますので、併せてご理解いただければと思っています。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後1時22分 閉議)